

編集復刻版

朝鮮治安関係資料集成

全10巻
別冊1

編・解説 水野直樹（京都大学名誉教授）

朝鮮総督府警務局、朝鮮軍、高等法院（最上級裁判所）、法務局、学務局などが一九二〇年代から一九四五年までに作成した資料を収録。思想取締りの実態や、自ら経験や意識を書き残すことが難しかった朝鮮民衆の姿を、官憲資料から浮かび上がらせる。

一九三〇年代以降の史料を中心にした第Ⅱ期、第Ⅲ期の刊行開始。

●体裁—A4判（4面付）・上製・総約3300頁。全5回配本

●内容—第Ⅰ期 1920年代。全1回配本・全2巻 2018年8月刊行済み

第Ⅱ期 1930年代、日中戦争開戦まで。全2回配本・全4巻

2022年7月刊行開始予定

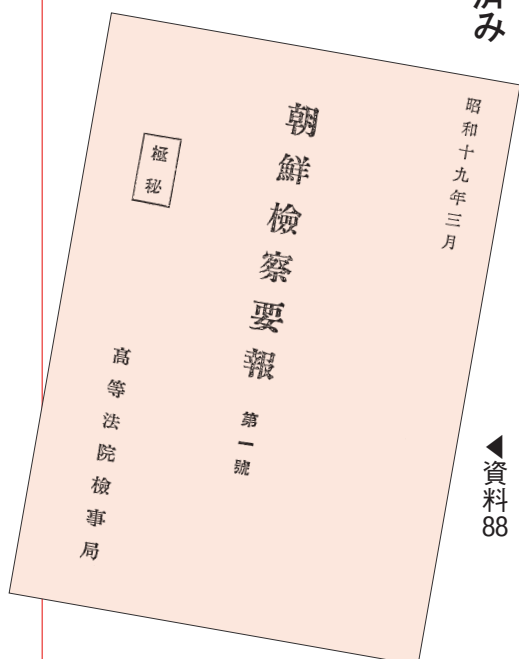
第Ⅲ期 日中戦争開戦以後。全2回配本・全4巻・別冊1

2023年1月刊行開始予定

※別冊分売可。定価2,200円（本体価格2,000円＋税10%）

●揃定価—各配本揃定価61,600円（揃本体56,000円＋税）

全巻揃定価308,000円（揃本体280,000円＋税）



◀資料88

不二出版

編者のことば

水野直樹

朝鮮に対する植民地支配において日本の当局者がもつとも重視したのは治安の維持であった。朝鮮総督や政務総監などは総督府の会議で常に「治安の確保」を強調していた。植民地においてはいかなる政策を実行するにも、まず治安を安定させねばならないというのが、支配当局の認識であった。とりわけ、一九一九年に全民族的な抵抗運動として展開された三一独立運動に直面して、総督府は治安維持という課題の重要性を強く認識するようになったといえる。

そのために、植民地朝鮮で治安維持に当たる警察、司法機関、軍など諸機関において、治安状況に関わる各種の資料が作成された。三一運動後の「文化政治」の中では、新聞・雑誌の発行や集会などがある程度認められたが、それに対処するため出版物などの検閲が重要な課題となった。総督府警務局に図書課が設けられ、検閲に当たったが、そこで作成された資料は、朝鮮社会の動向や思潮を当局者の目から整理したものであった。

一九二〇年代後半以降、治安維持法による取り締まりが強化され、思想検事の役割が大きくなると、検察当局による資料が多数作成されるようになった。検察作成の『思想月報』『思想彙報』は、これまでに復刻版が出され、研究に利用されてきたが、検察が作成した資料はそれらにとどまらない。警察署長会議などで検事が行なった訓示を集めた『朝鮮刑事政策資料』が毎年刊行され、一九四〇年代には、『朝鮮検察要報』などの資料が作成されたが、これらは復刻がなされていないため、これまでの研究ではほとんど利用されてこなかった。

このように取り締まり当局は多くの資料を作成したが、ほとんどは「内部資料」「極秘資料」であったため、一般の目に触れることはなく、また図書館などでもそれらを所蔵しているところは少ない。その結果、歴史研究者もそれらの資料を探し出すことができず、十分に利用しているとは言えないのが実情である。

今回の資料集成に収録できたのも、実際に作成された当局側資料の一部に過ぎないが、それでも従来閲覧しにくかった資料を可能な限り収録しているので、今後の研究の礎石になるものと考えている。

この資料集成では、すでに日本や韓国で復刻版が出ている資料はなるべく除外して、これまで利用するのに不便だった資料を収録することにした。ただし、個々の事件や動向を報告するような文書類は収録せず、ある程度まとまった形で記述されている資料を中心とした。個別事件に関する警察の報告文書や判決文、あるいは総督府警務局や法務局が作成した文書類などは、韓国の諸機関（国家記録院、国史編纂委員会、独立記念館など）のサイトで公開されているものも多いからである。

これらの治安関係資料は、朝鮮の民族運動、社会運動の動きを明らかにするために不可欠な資料であるにとどまらず、「民情」すなわち朝鮮社会底辺の動向、朝鮮民衆の心性や意識を垣間見ることのできる資料でもある。植民地支配の下で朝鮮民衆は自らの経験や意識を書き残すことが困難であった。もちろん新聞や雑誌、そして近年の研究で利用されつつある日記などから朝鮮民衆の思いを読み取ることが可能である。しかし、それらの資料にも限界がある。支配当局が作成した資料にはバイアスがかかっていることに注意しながら利用するなら、朝鮮民衆の動きを明らかにすることができると信ずる。

（京都大学名誉教授、朝鮮近代史）

不逞運動、真相

朝鮮總統府警務局

一上海假政府ニ對スル一般鮮人ノ感想
 假政府組織以來經過ノ概要
 由來上海ノ地タル米本土布哇及支那各地方在住
 排日鮮人ト鮮内排日鮮人トノ連絡中繼地ニ當リ
 警察取締亦嚴ナラス且日常ノ生活費低廉ナルヲ
 以テ不逞者自然此地ニ集マリ多ク排日鮮人ノ巢
 窟タルノ觀アリ微等小大正四年申奎植朴殷植等
 居住鮮人ヲ以テ大同輔國團ヲ組織セシ以來不逞
 運動機關漸ク整ヘ各種ノ陰謀頻々企劃セラレル
 スルヤ彼等ノ活動益盛ニシテ同年五月安昌浩米
 國ヨリ上海ニ來ルニ及ヒ所謂假政府ノ成立ヲ見
 タリ假政府ノ幹部ハ永ク海外ニ漂浪シタル者或

ハ鮮内地ニ於テ國法ノ禁ヲ犯シタル者或ハ事業
 ニ失敗シタル者又ハ獵官失敗者等ニシテ換言ス
 レハ落伍者前科者不平家ノ一團ニシテ彼等ハ所
 謂獨立運動ノ美名ニ隠レ非望ヲ遂ケ名聲ヲ博シ
 且生計シ裕ニセシコトヲ期待セルモノナリ當時
 米國ノ勢威世界ニ冠タルノ觀アリシヲ以テ事大
 思想ニ捉ハレタル彼等ハ一意亞米利カヲ過信シ
 崇拜シ米國ニ賴レハ何事モ成ラサルナシト誤信
 シ又ウキルソンノ勢望ニ眩惑シ其ノ提唱セル民
 族自決主義宇宙ノ真理ニシテ新世界ハ所謂十
 ケ条ノ宣言ヲ根據トシテ改造セラルヘキモノト
 臆測セリ茲ニ於テ在米鮮人先ヅ不逞ノ陰謀ヲ企
 画シテ甘言巧辭ヲ以テ人心ヲ蠱惑シタリシ處當

時形勢頗ル彼等ニ有利ナリシヲ以テ鮮人一般彼
 等ニ傾倒シ當ニ聲援ヲ與フルノミナラス一時ハ
 鮮人全體ノ政府タルカ如ク思料シ彼等ノ命ニ聽
 從セルモノモ亦少カラサリシヲ以テ彼等ハ得意
 滿面ノ態タリ
 鮮人ノ米國ニ賴ラントスルハ前述理由、外ニ明治四
 十年ニ帝國ノ羈絆ヲ脱セムトセル海牙密使事件、黑
 幕ニ韓國政府顧問ハーパートアリ同四十二年四月寺
 内總督暗殺陰謀事件、裏面ニ在米米國宣教師マツキ
 ユーム其ノ他、米國宣教師多數アリ平壤ニハ騷擾勃
 發當時騷擾犯人ヲ藏匿シテ罰金百圓ニ處セラレタル
 米國宣教師モリーリアリ又上海米國宣教師「ヒッチ
 父子」ハ不逞鮮人ノ為ニ努力シ所謂人口税ノ出納

第3巻 資料38 思想犯罪捜査実話集

少年を訓練するに用いたもの（郷土台が農民闘争（雑誌）を抱へて居る寫真原稿、其の他多数の雑誌品が綴られて来た。全縣關係に見え他家の床下、父兄の居室、積み上げた蒲團の中等から現れたのが多かった。

滑稽なのは、被疑者の母親が、息子の書翰や通信を山の如く積み上げ將に點検せんとする所や、誰に頼まれたか、七八つの子供が、老人ばかりの住居に書類の束を投げ込んだ利便に、我が打つたつたりしたのは悲喜劇だった。

實に油斷も隙もあつたものではない。若し小人数でやつて居たら、到底證據品は押へる事が出来なかつたと思ふ、感概無量であつた。

午後四時頃やつと檢索を終へ、一同丘の上に整備して用意の握り飯を食つて元氣を恢復したが、目的を達した嬉しさで、其の甘かつた事は今も忘れられない味であつた。

歸着してからは被疑者を留置場へ入れず、別室に於て監視し、片づ端から取調べた。比較的事實に近い供述をする者から順次調書を取つて留置場に收容した。が、何分被疑者等が悉く互に何寸かの親戚に當る者ばかりで實に頼られた。七八歳の子供に至る迄、親戚の事だから用心して訊問に應じない。何を聞いても知りませんで押し通す始末であつた。

十日間程と言ふものは、係員は殆ど文字通りの不眠不休で苦心慘情した。が、矢張り何と言つても子供を調べるに易い。之に着眼して、七八歳から十三歳の者を代へて呼び出しては取調べる。流石は子供である。言ふまいに思つても、つひ不用意に事實を口走ることが多いので、之を材料とし、尙證據品を突きつけて嚴重なる取調を續行した處、被疑者も遂に包み切れず、自己の思想的經歷から犯罪の動機、活動の状況を漸次に自白するに至り、遂に秘密結社の結成、指導幹部の養成、共產主義會、黨義及爲親親の組織、プロカル運動、アチア、官公署の各施設に對する反抗運動、犯罪の全貌を逐一明にするを得たのであつた。

原れば黨台一派は、前番の結束を鞏固ならしめ、幼童に至る迄長く訓練し、周到を極めた用意を以て犯罪の發覺を防止して居たが、慶安の變が、丸橋忠雄と野八郎右衛門との園藝の争から暴露したやうに、同志とのふとした隙間から遂に端緒を捉へられ、白日の下に曝さるゝに至つたのである。

彼は今同志鄭雲宗と共に、治安維持法違反の罪名の下に懲役二年の刑に處せられ、全州刑務所に於て服役中である。（終り）

犯罪者の心理利用と密偵の撰擇法

南原警察署巡査部長 菅原幸哉

私が刑事勤務を命ぜられました當時、南原郡警署に、青年同盟黨支部復興秘密結社事件が檢舉せられ、取調も一段落を告げた時でした。

その時高橋高等縣長から、南原は本道の社會運動史上有名な地で、全鮮に知られた第五次朝鮮共產黨事件の巨頭たる李明善あり、現に崔六傳、金昌漢も居住して居るから、本署上に関して細微に互る注意があつたので、私は先づ、思想犯罪を檢舉するには、鮮人青少年と交際して、彼等の交際人物、集合場所等を知るのが先決問題と考へ、之を知ることに努めた處、約二ヶ月で青少年のことは大體知ることが出来た。と同時に、青少年が潜行運動をやつてゐることを聞けながら周囲の事情に依つて察知し得たのである。

昭和六年十月十七日、私は大邸に被告人押送を命ぜられた。被告人は金仁石當二十年（假名）三三、全州農學校を卒業した青年であるが、悪友に誘はるゝ儘に逆港に耽り、其の場

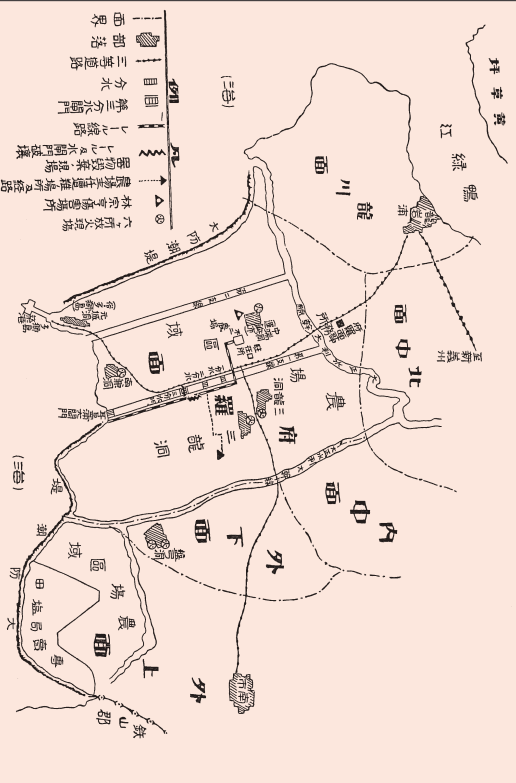
句、友人のオーバを失敗して質屋に入れ、それを遊興に充てた。之が爲檢舉せられ、南原支隊で懲役四ヶ月に處せられたが、不服の爲提訴したのである。

彼は農學校在學中、左翼交際を讀み、多少思想運動にも興味を有してゐることを知つてゐる私は、金が南原の思想運動を多少なりとも知つて居るだらうと思つて、大邸に着く或彼の口から吐かして探検と考へ、離群黨や茶を興へて親切に別語を受ける云ふふは、犯人に近づく最も苦痛であり、又刑に服すること、其の本人の一生を憂へることにである。だから犯罪を犯しても、何となく威刑を免れたいと思ふのが人情である。金をそれで、何となく威刑を免れ、又はせめて刑の執行猶豫でも受け様云ふので提訴したのである。

私は金の此の微妙なる心算を捉へて、其の目的を達成すべ

▶各警察官が職務経験をまとめたもので、「一般警察官の教科書」として恰好のものとして作成・配布された資料。朝鮮人「思想犯」の姿や、彼らに対する取り締まり手法などが生々しく書かれている。

第4巻 資料50 不二西鮮農場小作争議調査報告



概説

昭和五年五月三十日小官は平安北道龍川郡府羅面に赴き不二西鮮農場小作争議（同年四月十四日發生）の状況を依命調査した。

同争議は、地主たる農場が小作權を他に賣却したる小作人に對しこれが契約を解除したところ、一般小作人團結して異議を唱へ、茲に前年來持越しの小作權有價移動の問題を蒸返し、先づ斷食同盟を爲し、次で不耕同盟に入り、尙ほ耕耘妨害の咄咄切損頻發せり。農場は、斷然拒絕したる爲め、争議は悪化し、傷害、竊盜、放火事件六件、器物損壊、交通妨害事件一件、暴行事件一件——合計九件の刑事事件を惹起したり。而して、農場は遂に自ら小作地に耕耘を開始するに至り、小作人は止むなく總べて起耕に従事し争議は原因未解決のまま終熄したり。

不二西鮮農場は、もと、干渴地なりとて、十數年の歳月と數百萬圓の資金を要して成れる一大産地なり。年額穀十二萬石に及ぶ。こゝに集合住居する小作人二千餘戸、小作料五割八分（食料組合地主）別に、小作組合ありて地主に對し交渉の任に當る。

思ふに、朝鮮に於て農業の重要なことは言を俟たず、而して農業に従事する者の中、小作農最も多數を占む。小作問題の解決は、朝鮮の産業に一大影響あり、小作争議の勃發は、實に地主及小作人のみに限らず、其の他の

▶第3巻、第4巻には、「思想」パンフレットシリーズ」として扱われていた資料を多数収録。朝鮮人の思想運動を危険視し、その「対処法」を支配当局者間で共有していたことがわかる。

第5巻 資料63 在滬不逞鮮人ノ思想並ニ行動現状

昭和五年三月十日
在上海
總領事 重光 葵
外務大臣 芳澤 幣原喜重郎 殿
上海ニ於ケル不逞鮮人ノ思想並ニ行動ノ現状
ニ関スル件
當館在勤園田警部ヨリ首題ノ件ニ関スル別冊調
査提出アリタルニ依テ茲ニ送付ス 御査閲相成度
シ

重光 葵

▶上海における朝鮮人の思想・行動に関する調査報告書。部下からの報告を外務大臣へ上げている重光葵は、二年後の天長節爆弾事件で重傷を負うが、彼が朝鮮人に対してどのような存在だったのかをうかがえる資料といえる。

第6巻 資料67 朝鮮ニ於ケル思想運動概況

第四節 主義運動ノ潜行時代

昭和六年——現在

一、鮮内ニ於ケル情勢

新幹会誕生ヲ以テ朝鮮民族唯一独立党ナリトシ民族社会面主義運動合流シテ運動方面ヲ部分的經濟斗争ヨリ大衆的政治運動ニ轉換シ全民族ノ總力ヲ集中シ以テ朝鮮独立ト無産大衆ト一擧ニ獲得セントシ帝國政治施設ニ對シ事毎ニ偏見ヲ以テ反抗態度ニ出タルモ昭和六年五月新幹会ハ解消セラレ本運動ニ一頓挫ヲ來シタリ、然レ共民族社会共主義運動ハ現下朝鮮ニ於ケル思想運動ノ一大潮流ニシテ民族運動ハ過去ニ於ケル急進運動失敗ノ跡ニ鑑ミ異テ民力ノ涵養ニ努メ以テ独立ノ大成ヲ他日ニ期セントスル所謂實力養成運動ニ轉シタル以來教育ノ振興、土産ノ奨励、農村ノ教化、大衆ノ覺醒等ノ運動漸ク繁カラントシ又一面速キ將來ノ独立ヲ期スル以前ニ於テ當局ノ認可スル範圍ニ於ケル合法的妥協運動ニ依リ歩々民族ノ政治的地位ノ獲得ト政治修練トヲ積マントスル思想抬頭シ有力ナル民族主義者及社會主義者ノ一部ニ於テハ

～57～

從來ノ尖鋭矯激ナル運動方法ヲ棄テ漸次合法的自治運動ニ方向ヲ轉換セントスルノ氣運醗酵セラレツツアルモ滿洲事變動搖以來我帝國國力非常困難ニ處シテ堂々其ノ所信ヲ内外ニ宣明シ東洋永遠ノ平和確保ニ向ツテ嚴切タル決意ノ下ニ邁進シツツアル態度ハ一般民衆ニ大ナル刺激ヲ與ヘ我國ノ國際的地位ニ對スル認識ヲ深メ益々帝國信倚ノ念ヲ高メツツアルヲ觀取セラレ又社會主義運動ニ於テハ執拗ナル極左分子ハ依然農村ニ、工場ニ、街頭ニ間断ナク其ノ魔手ヲ伸ハシ共產黨其ノ他ノ秘密結社ヲ組織シ或ハ労働爭議、小作爭議ヲ煽動シテ或ハ青少年ヲ茶毒スル等之カ對策ニ腐心シツツアル處ニシテ不良分子ノ策動ニ對シテハ峻嚴ナル彈圧ヲ加フルト共ニ他面地方青少年ノ教化撫育ニ努メタル結果最近漸ク狂暴過激ナル突発事件ハ其ノ影ヲ潜メ民心次第ニ安定ニ向ヒツツアリ

更ニ最近ニ於ケル時局ノ推移ハ日本共產黨巨頭ヲ始メ極左分子ノ思想轉向ヲ見延テハ鮮内思想界ニモ影響ヲ齎シ極左分子ノ轉向ヲ表明スル者族生シ漸次思想淨化ノ曙光ヲ認メラルルニ至レリ

ノ、新幹会ノ解消

▶三・一独立運動以降の朝鮮人の思想運動をまとめた資料。第6巻には朝鮮人「主義者」の動向に対する朝鮮総督府・朝鮮軍の認識がわかる資料を中心に収録しており、とりわけ資料66「滿洲事變前後ニ於ケル朝鮮人思想變遷情況」は滿洲事變の「成果」が、朝鮮人に対してどのような影響を与えたと評価していたのかがわかる。

第7巻 資料75 朝鮮刑事政策資料―昭和十五年度版―

濟南高等法院檢察希望事項

五四

起訴處分に付したるもの、被疑者自ら朝鮮總督の許可を受けずして外國に金地金を輸出したりとの事案に付被疑者は先是既に他人か金地金を密輸出するの情を知り乍ら之に金地金を賣却して密輸出するに至らしめ其の犯行を幫助したる事實に付確定判決を受けたるを以て本件は之と連續犯の關係に在るか故に公訴權なしとして不起訴處分に付したるもの等か數件あつたのであります。か何れも正當でありませぬ併合罪の關係に在るものとし處理すべきものであります。

(ハ) 朝鮮總督の許可を受けずして價格の全部又は一部に付外國爲替を取組ますして貨物を輸出したる場合に於ても夫れか邦貨の強制通用力を有する地域へ輸出されたものでは外國爲替管理法違反とは爲らぬのであります。従て所謂無爲爲輸出の事犯に付ては輸出先か邦貨の強制通用力を有せざる地域なることを充分調査してをかれたいのであります。而して右に所謂邦貨の強制通用力を有する地域とは關東州及昭和十二年十一月三十日遼瀋鐵附屬地であつた區域を謂ふのであります。

(ロ) 昭和十五年五月朝鮮總督府告示第四四五號を以て指定されたる石油販賣價格中には雖は之をも含むや否に付疑問を持たるゝ向かあります。右價格中には雖は之は含まさるものと解し取扱はれたいのであります。

玉名平壤覆審法院檢察長の管内狀況報告

――昭和十五年十月於裁判所及檢察局監督官を以て――

管内時局關係犯罪の概況

當覆審法院檢察局の管轄區域は平安南北兩道並黃海道の所謂西鮮三道でありまして朝鮮の邊境に位置し鴨綠江を隔て對岸滿洲國に隣接し交通機關の發達に伴ひ同國を通して蘇聯北支方面の思想的又は經濟的影響を受けることが多いのであります。のみならず御承知の如く西鮮三道に居住する在來の半島人は由來激動性反抗心に富み往時は民族意識強烈にして總督政治に反感を抱き伊藤公を暗殺したる安重根、寺内總督、宇垣總督を暗殺せんと陰謀したる者或は在支不逞鮮人を糾合し朝鮮獨立運動に従事せる金九の如き當管内黃海道の出身者でありまして今尙民族意識を保持する者尠からずと認められ加之當管内は耶蘇教及天道教の布教盛にして之等布教師中には時に總督政治を誹謗し民族思想の鼓吹を爲し居るやの疑義厚であります。か當局の取締の徹底せしと共に滿洲事變次で支那事變勃發以來國民精神總動員運動、志願兵制度の實施等に依り漸次國民臣民たる意識が目醒め民族意識稀薄となりつゝあります。か從來の經驗に鑑み民族意識解消したりと斷すること能はざるを以て之か査察取締を奮勵しつつあるものであります。目下思想上憂慮すべき兆候は認め難いのであります。

管内に於ける時局關係の犯罪と致しましては西鮮三道中平安北道の地理的關係上經濟事犯罪最も多く思想的犯罪玉名平壤覆審法院檢察長の管内狀況報告

五五

▶朝鮮總督や法務局長、各地方法院長等の訓示をまとめた資料。戦局が推移する中で朝鮮民衆がどのような状況に置かれたのか、取締り当局の眼を通してうかがえる資料である。昭和五、九、十八年度版を収録。

第8巻 資料81 次席検事注意事項集―昭和十八年度版―

米原京地方法院檢察注意事項

六

彼情を認め得べきものは暫く之を指さざるものに對しては嚴罰の方針を以て檢舉譴誶を加へられんとを希望す。

第三 經濟事件

(イ) 取締に關する重點主義に就て

戰時下社會狀勢は一定不動のものたり得ず、人及物に對する統制も時局の要請と情勢の變化に伴ひ生々流轉すべく従つて經濟事犯罪取締の重點も亦之に對應して變動を餘儀なくせらるるものにして一定不動の方針を堅持することは不可能なるのみならず、却て之か爲統制經濟の圓滑なる運籌を阻害するの結果を招來する虞あるを以て情勢の變化を事前に洞察し之に對應せしむべく常に彈力性、融通性を持ち時局の要請と社會の情勢とを視み合せ、取締の重點を何處に置くべきかを適斷に判斷し重點的に取締の強化を爲す必要あるべし、然るに從來の實績を覆觀するに取締に關する重點か昏迷し何等企劃性を有せず手當り次第取締の容易なる面に對して先づ取締を強化し來りたる實情にして結局限られたる機構の貧困性に制約せられ、徒らに奔命に疲れ二兎を追ふ一兎を得ずの愚を再演しつつありたるか如き觀なきにあらす而して生活必需品に食料品又は衣料類等に關する間取引の横行及配給の不圓滑は直に一般大衆の生活を脅威し人心を動搖せしむるの素因となるか故に此の面に對する取締は常時之を強化するの必要あるべく、常に物資の搬入並其の配給経路を計畫的に究明調査し置き季節的需要と視み合せつつ物資別に依る一品主義に基き一齊取締を繰返し勵行するか如きは最も効果的な方策なりと信ず。而も單に警察管内のみにて之を勵行する場合は物資は直に他管内へ流出するを以て各署連絡を密にして一齊取締を爲す必要あるべし。尙檢舉の死角面として現在考慮せらるべきは人的統制法令違反事件即ち會社運理、勞務、賃銀等に關する統制違反事件或は運賃に關する違反事件なり、之等は相當多數の違反あるやに看取せらるるに拘らず、殆んど之か檢舉は放任せられつつある實情なり。半島勞働力の確保及其の適正配分の重要性に鑑み更に其の分野に對しても重點を指向するの必要あるべく、更に木材機械工具類等の生産材に關する價格違反も亦生産力擴充の喫緊性に鑑み重點的に考慮せらるべき問題なりと信ず。

(ロ) 主觀的事情の調査に就て

經濟事犯罪は其の反國家的なるの故を以て犯人の身上の事情等は之を考慮することなく、即ち犯罪の特別豫防より一般豫防を着眼し客觀的見地より事犯の起訴、不起訴を決定し、又は科刑の基準と爲す必要あることは論なきこととなりと雖、斯る客觀主義を徹底的に貫徹せむとするは洵に危險にして、却て事犯檢舉の目的に副はざる結果を招來する場合多かるべし。故に違反者の主觀的事情も考慮の上之を起訴、不起訴及科刑の基準たらしむること亦重要事項なり。而して經濟事犯罪の記録は千遍一律の形式的なるもの多く犯罪の動機、違法の認識、法律の不知に付過失なかりしや否や等に關する捜査不充分なるもの多く、又超過額の外に實利

米原京地方法院檢察注意事項

七

▶各道警察長會議で行われた、警察・司法に關する事務取扱上・取締り上の注意事項をまとめた資料。取締り方針や、取締り上どのような「問題」が生じていたのかを知ることの出来る資料である。昭和十六、十九年度版を収録。

第9巻 資料85 大東亜戦争勃発後二於ケル特殊犯罪調

造言飛語及不敬事件

支				八			
名	職	事	賞	名	職	事	賞
金本 一	大工	十八年五月十一日迄ノ間前髪八回ニ亘リ日本ヲ早ク滅亡サセ朝鮮ヲ獨立サセ我等ノ苦痛ヲ除キ幸福ヲ興ヘ	金本 一	金本 一	大工	十八年五月十一日迄ノ間前髪八回ニ亘リ日本ヲ早ク滅亡サセ朝鮮ヲ獨立サセ我等ノ苦痛ヲ除キ幸福ヲ興ヘ	金本 一
李 勲	大工	十八年五月十一日迄ノ間前髪八回ニ亘リ日本ヲ早ク滅亡サセ朝鮮ヲ獨立サセ我等ノ苦痛ヲ除キ幸福ヲ興ヘ	李 勲	李 勲	大工	十八年五月十一日迄ノ間前髪八回ニ亘リ日本ヲ早ク滅亡サセ朝鮮ヲ獨立サセ我等ノ苦痛ヲ除キ幸福ヲ興ヘ	李 勲
李 勲	大工	十八年五月十一日迄ノ間前髪八回ニ亘リ日本ヲ早ク滅亡サセ朝鮮ヲ獨立サセ我等ノ苦痛ヲ除キ幸福ヲ興ヘ	李 勲	李 勲	大工	十八年五月十一日迄ノ間前髪八回ニ亘リ日本ヲ早ク滅亡サセ朝鮮ヲ獨立サセ我等ノ苦痛ヲ除キ幸福ヲ興ヘ	李 勲

▶「アジア・太平洋戦争開戦後に発生した「造言飛語事件」を一覧表形式でまとめた資料。「大東亜戦争勃発後二於ケル特殊犯罪調」保安法違反事件及内地等二於ケル各種言論事犯」と併せて、農民や労働者など民衆への取締りが強められていたことがわくと同時に、彼らの言動をうかがい知ることができる貴重な資料といえる。

第10巻 資料88 朝鮮検察要報 第一号

◎資料

臨時陸軍特別志願兵の動向一斑

所謂朝鮮人志願兵の動向に關しては先手許に表料が揃はないので全貌を呈しようが、二の資料に於ては状況は後記の如く推して知ることが出来る。同より尙氣に於ては三の言動を捉へて察知に断念を下すことは避けなければならない。之を内地人學徒が「或では學徒が表露する時間がない」の深き句をそのまゝ、徒に感嘆慨然せず。彼等として學徒に精通し時局を察し、やがて間もなく勇躍陣列に加はつて行く状況に對し、朝鮮の全長を以て國體の本義に鑑み、所謂朝鮮志願兵の確立を期することは正當の感なしとする。尙氣は連日多難を患はしむるのがある。されば今日の時局は一日が一年に一年が一世紀にも相違する機微を暗示すべき歴史の時代である。四の志願兵も一年一日に於ては努力奮起すべき時機である。彼等徒も徹底する軍政教育を受け職人に進出を待つてやがては統一無難の暴民の死生を懸け、立派な朝鮮の指導者となる秋が来るであろう。

記

一、志願兵の動向
(一) 志願兵の動向
(二) 志願兵の動向
(三) 志願兵の動向
(四) 志願兵の動向
(五) 志願兵の動向
(六) 志願兵の動向
(七) 志願兵の動向
(八) 志願兵の動向
(九) 志願兵の動向
(十) 志願兵の動向
(十一) 志願兵の動向
(十二) 志願兵の動向
(十三) 志願兵の動向
(十四) 志願兵の動向
(十五) 志願兵の動向
(十六) 志願兵の動向
(十七) 志願兵の動向
(十八) 志願兵の動向
(十九) 志願兵の動向
(二十) 志願兵の動向
(二十一) 志願兵の動向
(二十二) 志願兵の動向
(二十三) 志願兵の動向
(二十四) 志願兵の動向
(二十五) 志願兵の動向
(二十六) 志願兵の動向
(二十七) 志願兵の動向
(二十八) 志願兵の動向
(二十九) 志願兵の動向
(三十) 志願兵の動向
(三十一) 志願兵の動向
(三十二) 志願兵の動向
(三十三) 志願兵の動向
(三十四) 志願兵の動向
(三十五) 志願兵の動向
(三十六) 志願兵の動向
(三十七) 志願兵の動向
(三十八) 志願兵の動向
(三十九) 志願兵の動向
(四十) 志願兵の動向
(四十一) 志願兵の動向
(四十二) 志願兵の動向
(四十三) 志願兵の動向
(四十四) 志願兵の動向
(四十五) 志願兵の動向
(四十六) 志願兵の動向
(四十七) 志願兵の動向
(四十八) 志願兵の動向
(四十九) 志願兵の動向
(五十) 志願兵の動向
(五十一) 志願兵の動向
(五十二) 志願兵の動向
(五十三) 志願兵の動向
(五十四) 志願兵の動向
(五十五) 志願兵の動向
(五十六) 志願兵の動向
(五十七) 志願兵の動向
(五十八) 志願兵の動向
(五十九) 志願兵の動向
(六十) 志願兵の動向
(六十一) 志願兵の動向
(六十二) 志願兵の動向
(六十三) 志願兵の動向
(六十四) 志願兵の動向
(六十五) 志願兵の動向
(六十六) 志願兵の動向
(六十七) 志願兵の動向
(六十八) 志願兵の動向
(六十九) 志願兵の動向
(七十) 志願兵の動向
(七十一) 志願兵の動向
(七十二) 志願兵の動向
(七十三) 志願兵の動向
(七十四) 志願兵の動向
(七十五) 志願兵の動向
(七十六) 志願兵の動向
(七十七) 志願兵の動向
(七十八) 志願兵の動向
(七十九) 志願兵の動向
(八十) 志願兵の動向
(八十一) 志願兵の動向
(八十二) 志願兵の動向
(八十三) 志願兵の動向
(八十四) 志願兵の動向
(八十五) 志願兵の動向
(八十六) 志願兵の動向
(八十七) 志願兵の動向
(八十八) 志願兵の動向
(八十九) 志願兵の動向
(九十) 志願兵の動向
(九十一) 志願兵の動向
(九十二) 志願兵の動向
(九十三) 志願兵の動向
(九十四) 志願兵の動向
(九十五) 志願兵の動向
(九十六) 志願兵の動向
(九十七) 志願兵の動向
(九十八) 志願兵の動向
(九十九) 志願兵の動向
(一百) 志願兵の動向

▶「朝鮮に於ける検察一般に關して注目されるべき特異の情報」を共有するため作成配布された資料。各種資料や統計、「特記事件」の事例が載っており、戦後末期の朝鮮社会に迫ることが可能な資料といえる。第一号(昭和十九年三月)第十五号(昭和二十年五月)を収録。

●収録一覧（第Ⅰ期）

配本	巻	資料番号	資料名	編著者名（発行所）	発行年月日
Ⅰ期	第1巻	1	朝鮮統治ニ関スル外国人ノ批評 大正十二年三月〈情報彙纂第一〉	ゼー・イー・ムーア＝述 マツケンジー＝著 ヘンリー・エム・ブルーエン＝書簡／朝鮮総督府朝鮮情報委員会	1920年12月28日
		2	朝鮮評論（KOREA REVIEW）布哇国民報及独逸新聞記事摘要 大正十二年三月〈情報彙纂第二〉	朝鮮総督府朝鮮情報委員会	1921年3月28日
		3	朝鮮評論（KOREA REVIEW）米国著書及独逸新聞記事摘要 大正十二年三月〈情報彙纂第三〉	朝鮮総督府朝鮮情報委員会	1921年1月28日
		4	朝鮮評論（KOREA REVIEW）布哇米国新聞刊行物及通信記事摘要 大正十二年三月《秘》〈情報彙纂第四〉	朝鮮総督府朝鮮情報委員会	1921年3月28日
		5	英米に於ける朝鮮人の不穏運動 大正十二年三月《秘》〈情報彙纂第五〉	山上昶＝談／朝鮮総督府朝鮮情報委員会	1921年4月28日
		6	朝鮮ノ復活ノ梗概 大正十年八月《秘》〈情報彙纂第六〉	申興雨＝著／朝鮮情報委員会	1921年
		7	朝鮮ニ関スル外国人ノ評論 大正十年八月《秘》〈情報彙纂第七〉	ピー・エス・スミス＝著 ビゲロー、エフ・スタール＝講演／朝鮮情報委員会	1921年
		8	朝鮮ニ関スル海外刊行物記事摘要 大正十年九月〈情報彙纂第八〉	朝鮮情報委員会	1921年
		9	布哇在留朝鮮人一班状態 大正十二年二月《秘》〈情報彙纂第十〉	朝鮮情報委員会	1923年
		10	朝鮮人の思想 大正十二年四月《秘》〈情報彙纂第十一〉	杉浦武雄／朝鮮情報委員会	1923年
		11	朝鮮に就て 大正十二年六月〈情報彙纂第十二〉	副島道正／朝鮮情報委員会	1923年
		12	朝鮮事情機密通信 第一号《極秘》		1924年12月15日
		13	朝鮮事情機密通信 第二号《極秘》		1925年2月1日
		14	騒擾事件ノ概況 其一～其四《極秘》	朝鮮総督府警務局	
		15	不逞運動ノ真相	朝鮮総督府警務局	
		16	米国ニ於ケル朝鮮独立運動ニ関スル調査報告書《秘》	朝鮮総督府警務局	1921年
		17	最近ニ於ケル治安情況 大正九年十二月《秘》	朝鮮総督府警務局	1920年
		18	最近ニ於ケル治安情況 大正十年十二月《秘》	朝鮮総督府警務局	1921年
		19	〔治安情況 大正十二年〕	〔朝鮮総督府警務局〕	1923年
		20	在中国韓人青年同盟ノ創立ニ関スル件〈朝保秘第二七四一号〉	保安課	1929年
	第2巻	21	北京在留朝鮮人ノ概況〈朝保秘第一三〇九号・北二五四号〉	警務局木藤通訳官	1927年6月16日
		22	在満鮮人思想団体分布状況ニ関スル件〈朝保秘第一一三七号〉	朝鮮総督府警務局長	1928年5月17日
		23	在中国韓人青年同盟ノ創立 昭和三年十月	朝鮮総督府警務局	1928年
		24	在中国韓人青年同盟ノ創立ニ関スル件〈朝保秘第二七四一号〉	朝鮮総督府警務局長	1928年11月24日
		25	在外不逞鮮人団体調 昭和四年十二月《秘》	警務局保安課	1929年
		26	朝鮮に於ける同盟休校の考察 昭和四年二月《秘》〈高等警察資料第三輯〉	朝鮮総督府警務局	1929年3月28日
		27	〔元山労働争議に関する新聞の論調 昭和五年二月〈調査資料第九輯〉〕	〔朝鮮総督府警務局図書課〕	1930年
		28	咸鏡南道甲山郡火田民家放火事件ト諺文紙 昭和五年一月《秘》〈調査資料第十五輯〉	朝鮮総督府警務局図書課	1930年
		29	諺文新聞の詩歌 昭和五年五月《秘》〈調査資料第二十輯〉	朝鮮総督府警務局図書課	1930年6月15日
		30	天道教概論 昭和五年五月《秘》〈調査資料第二十二輯〉	朝鮮総督府警務局図書課	1930年
		31	出版物より観たる朝鮮人学生の思想的傾向 昭和六年三月《秘》〈調査資料第二十五輯〉	朝鮮総督府警務局図書課	1931年5月30日
		32	不逞刊行物記事輯録 昭和九年一月〈調査資料第三十七輯〉	朝鮮総督府警務局	1934年4月21日
		33	本道青年会状況 大正十三年五月	全羅南道	1924年
		34	朝鮮事情 完《秘》〈外事講習パンフレット4〉	田中武雄／財団法人警察協会福岡支部	1925年12月15日

●収録一覧（第Ⅱ期）

配本	巻	資料番号	資料名	編著者名（発行所）	発行年月日
Ⅱ期第1回配本	第3巻	35	李王殿下ノ薨去ニ際シ「諺文新聞紙ヲ通シテ見タル」朝鮮人ノ思想傾向《秘》	警務局図書課	
		36	活動写真 フィルム 検閲概要 自大正十五年八月 至昭和二年七月	朝鮮総督府警務局	
		37	間島問題の経過と移住鮮人《秘》〈高等警察資料〉	警務局	1931年8月
		38	思想犯罪捜査実話集《秘》〈高等警察資料〉	警務局保安課	1934年12月
		39	朝鮮共産党事件《秘》	京城地方法院検事局	
		40	朝鮮治安維持法違反調査（一） 資料一大正十四年五月十二日施行日より昭和三年二月末日迄確定判決—	高等法院検事局	1928年10月
		41	朝鮮社会運動—その他二篇—《秘》	高等法院検事局	1928年10月
		42	英国無産青年会則《秘》	高等法院検事局	1928年11月
		43	高麗革命党事件の研究—天道教、衡平社、正義府各員の提携—《秘》	高等法院検事局	1929年3月
		44	高麗革命党宣言《秘》	高等法院検事局	1929年3月
		45	朝鮮思想検察提要—第一冊—《秘》	高等法院検事局	1929年3月
		46	全鮮盟休事件とその刑事判決—昭和二、三年中のもの《秘》	高等法院検事局	1929年5月
		47	満洲に於ける三府の運動《秘》	高等法院検事局	1929年7月
		48	朝鮮治安維持法違反事件判決（一）《秘》	高等法院検事局	1929年10月
	第4巻	49	朝鮮共産党則（二）—附朝鮮共産黨細則—《秘》	高等法院検事局	1930年4月
		50	不二西鮮農場小作争議調査報告 昭和五年六月《秘》	伊藤憲郎／朝鮮総督府検事	1930年6月
		51	最近の思想事件—第二輯—《特秘》	高等法院検事局思想部	1930年7月
		52	京城市内女学生萬歳騒擾事件《秘》	高等法院検事局思想部	1930年7月
		53	朝鮮独立運動と国体の変革—第一、二、三の各審判決—《秘》	高等法院検事局思想部	1930年8月
		54	最近の思想事件—第三輯—《特秘》	高等法院検事局思想部	1930年9月
		55	最近の思想事件—第四輯—《特秘》	高等法院検事局思想部	1930年2月
		56	朝鮮共産主義運動の文献《秘》	高等法院検事局思想部	1931年11月
		57	〔朝鮮思想運動調査資料—第一輯—《秘》〕	〔高等法院検事局思想部〕	1932年11月
		58	朝鮮思想運動調査資料—第二輯—《秘》	高等法院検事局思想部	1933年2月
		59	思想問題講演集《秘》	高等法院検事局思想部	1933年3月
配本	巻	資料番号	資料名	編著者名（発行所）	発行年月日
Ⅱ期第2回配本	第5巻	60	朝鮮重大事件判決集《秘》	朝鮮総督府法務局	1930年12月1日
		61	全羅南道光州に於ける内鮮人学生闘争事件の真相並びに鮮内諸学校に及したる影響昭和五年二月調査《極秘》	朝鮮総督府學務局	1930年2月1日
		62	朝鮮社会運動取締法要義	中川利吉著／帝国地方行政学会朝鮮本部	1933年4月1日
		63	在滬不逞鮮人ノ思想並ニ行動現状	園田莞母／上海総領事	1930年3月10日
		64	治安情況 昭和九年三月《極秘》	京畿道警察部	1934年3月1日
	第6巻	65	朝鮮民族運動ノ概況 昭和十一年十月編《極秘》〈警察参考資料第二十号〉	皇宮警察部	1936年10月1日
		66	満洲事変前後二於ケル朝鮮人思想変遷情況《秘》	朝鮮軍司令部思想研究委員	1934年4月1日
		67	朝鮮ニ於ケル思想運動概況 昭和十一年八月《秘》	朝鮮憲兵隊司令部	1936年8月1日
		68	朝鮮ニ於ケル騒擾事件概況 昭和十一年十二月《秘》	朝鮮憲兵隊司令部	1936年12月1日
		69	昭和十二年前半期朝鮮思想運動概観 昭和十二年八月《秘》	朝鮮軍司令部	1937年8月1日

●収録一覧（第Ⅲ期）

配本	巻	資料番号	資料名	編著者名（発行所）	発行年月日
Ⅲ期第1回配本	第7巻	70	朝鮮刑事政策資料—昭和五年度版—《秘》	高等法院検事局	1931年2月
		71	朝鮮刑事政策資料—昭和九年度版—《秘》	高等法院検事局	1935年5月
		72	朝鮮刑事政策資料—昭和十年度版—《秘》	高等法院検事局	1936年4月
		73	朝鮮刑事政策資料—昭和十二年度版—《秘》	高等法院検事局	1937年
		74	朝鮮刑事政策資料—昭和十四年度版—《秘》	高等法院検事局	1940年3月
		75	朝鮮刑事政策資料—昭和十五年度版—《秘》	高等法院検事局	1941年3月
	第8巻	76	朝鮮刑事政策資料—昭和十六年度版—《秘》	高等法院検事局	[1942年]
		77	朝鮮刑事政策資料—昭和十七年度版—《秘》	高等法院検事局	[1943年]
		78	朝鮮刑事政策資料—昭和十八年度版—《秘》	高等法院検事局	[1944年]
		79	次席検事注意事項集—昭和十六年度版—《秘》	高等法院検事局	[1942年]
		80	次席検事注意事項集—昭和十七年度版—《秘》	高等法院検事局	[1943年]
		81	次席検事注意事項集—昭和十八年度版—《秘》	高等法院検事局	[1944年]
		82	次席検事注意事項集—昭和十九年度版—《秘》	高等法院検事局	[1945年]
配本	巻	資料番号	資料名	編著者名（発行所）	発行年月日
Ⅲ期第2回配本	第9巻	83	総督訓示及法務局長注意事項集 附保護観察所長会議総督訓示及法務局長注意事項 《部外秘》 自明治四十一年至昭和十三年裁判所及検事局監督官会議	朝鮮総督府法務局法務課	
		84	高等法院検事長訓示通牒類纂	高等法院検事齊藤栄治	1942年
		85	大東亜戦争勃発後ニ於ケル特殊犯罪調一造言飛語及不敬事件—昭和十八年五月《秘》	高等法院検事局思想部	1943年5月
		86	大東亜戦争勃発後ニ於ケル特殊犯罪調一保安法違反事件及内地等ニ於ケル各種言論事犯一 昭和十八年八月《秘》	高等法院検事局思想部	1943年8月
		87	検察事務報告等（報告例乙号第一六号昭和一一八、一二、一三法務局長通牒）一覽 昭和十九年三月《秘》	大邱履審法院検事局	1944年3月
	第10巻	88	朝鮮検察要報 第一号 昭和十九年三月《極秘》	高等法院検事局	1944年3月
		89	朝鮮検察要報 第二号 昭和十九年四月《極秘》	高等法院検事局	1944年4月
		90	朝鮮検察要報 第三号 昭和十九年五月《極秘》	高等法院検事局	1944年5月
		91	朝鮮検察要報 第四号 昭和十九年六月《極秘》	高等法院検事局	1944年6月
		92	朝鮮検察要報 第五号 昭和十九年七月《極秘》	高等法院検事局	1944年7月
		93	朝鮮検察要報 第六号 昭和十九年八月《極秘》	高等法院検事局	1944年8月
		94	朝鮮検察要報 第七号 昭和十九年九月《極秘》	高等法院検事局	1944年9月
		95	朝鮮検察要報 第八号 昭和十九年十月《極秘》	高等法院検事局	1944年10月
		96	朝鮮検察要報 第九号 昭和十九年十一月《極秘》	高等法院検事局	1944年11月
		97	朝鮮検察要報 第十号 昭和十九年十二月《極秘》	高等法院検事局	1944年12月
		98	朝鮮検察要報 第十一号 昭和二十年一月《極秘》	高等法院検事局	1945年1月
		99	朝鮮検察要報 第十二号 昭和二十年二月《極秘》	高等法院検事局	1945年2月
		100	朝鮮検察要報 第十三号 昭和二十年三月《極秘》	高等法院検事局	1945年3月
		101	朝鮮検察要報 第十四号 昭和二十年四月《極秘》	高等法院検事局	1945年4月
		102	朝鮮検察要報 第十五号 昭和二十年五月《極秘》	高等法院検事局	1945年5月
		103	新聞記事差止関係事項調（9）《秘》 昭和十三年九月三十日現在	朝鮮総督府警務局	1938年9月1日
		104	朝鮮に於ける防共運動	朝鮮総督府警務局保安課	1939年11月
		105	朝鮮民心ノ好転状況 附美談美拳調 〈警保局保安課調査資料（昭和十九年三月）〉	国民総力朝鮮連盟	1944年3月
		106	朝鮮不穏言論取締集計書 昭和十七年版	総督府警察局	
		107	朝鮮思想運動略史（一）《厳秘》〈教養研究資料第六輯〉	警察局保安課	
		108	戦時下に於ける集会や団体等就て（朝鮮臨時保安令の早わかり）	佐野吾作／京畿道警察部高等警察課長	1942年7月8日
		109	保護観察制度の概要 附時局対応全鮮思想報告連盟の概要	京城保護観察所	1939年2月
		110	朝鮮独立思想運動の概観 『憲友』第三十五巻第十一号附録	柳瀬隆／朝鮮憲兵隊司令部陸軍憲兵少佐	1941年11月

●関連図書

朝鮮総督府 帝国議会説明資料 全19巻

- 体裁——A4判／上製／総5、940頁
- 推薦——海野福寿／朴慶植／水野直樹／宮田節子
- 価格——本体591、000円＋税

朝鮮総督府が帝国議会答弁のため作成した『帝国議会説明資料』は、現在その大部分が散佚又は焼却され、その全容を把握することさえ不可能に近い。弊社では内外の研究者・各機関の協力を得て、現在収集可能なものの全てを網羅し、復刻刊行した。その分量は二万一千頁を超えるため、四面付方式により復刻。大正六年から昭和二〇年までの植民地朝鮮の「治安状況」を中心とする民衆の動向など、植民地支配の全分野を含む、近現代史研究の基本資料である。

朝鮮憲兵隊歴史 全6巻

- 解説——松田利彦
- 体裁——A4判／上製／総1、580頁
- 推薦——海野福寿／水野直樹
- 価格——本体180、000円＋税

本書は、防衛庁防衛研究所図書館所蔵の資料「朝鮮憲兵の起源及び沿革概要」「朝鮮憲兵隊歴史」を収録した。韓国併合直前の一九一〇年六月、日本政府は韓国政府から警察権を奪い、韓国駐劄憲兵隊が韓国人民を支配・統合する「武断政治」を開始する。この憲兵隊による植民地統治の方式は、その後の日本の植民地各地に「輸出」され、原型となるに至る。本資料は、この間の資料の空白を埋めるのに極めて重要である。

朴慶植 編

在日朝鮮人関係資料集成（戦後編）全10巻

- 解説——小林知子／宮本正明／長澤秀／金栄／高柳俊男
- 体裁——A4判／上製／函入／総4、100頁
- 推薦——姜在彦／姜徳相／宮田節子／山田昭次
- 価格——本体280、000円＋税

朴慶植氏は『在日朝鮮人関係資料集成』（三一書房）を刊行後、「戦後編」の資料を収集し、構成・目次まで作成されていた。氏の突然の死（九八年二月）によって中断したこの作業は、在日朝鮮人運動史研究会が引き継ぎ、遺族の了解を得て全一〇巻で刊行することとなった。①②在日朝鮮人連盟関係、③在日本大韓民国居留民団関係、④在日朝鮮統一民主戦線関係、⑤在日朝鮮人職業名鑑・文化年鑑、⑥教科書・教育関係雑誌、⑦都立朝鮮人学校関係、⑧⑩朝鮮人刊行新聞・雑誌。解放直後のこれまで見ることができなかった貴重資料多数を含む。

海野福寿 編・解説

外交史料 韓国併合 上・下

- 体裁——A5判／上製／函入／総806頁
- 推薦——宮田節子
- 価格——本体48、000円＋税

本史料集は、「韓国併合」に関して「歴史の共通認識という国際共通財を創り出す出発点」として編まれたものである。日本の朝鮮植民地化過程（一九〇四～一〇年）に締結された韓国併合条約の日本側の政府関係史料を中心に四百点余を収録。日韓外交関係の基本史料である。

【内容】上Ⅱ論点／日韓議定書／第二次日韓協約／韓国通信機関委託ニ関スル取極書／第二次日韓協約 下Ⅱ第三次日韓協約／韓国司法及監獄事務委託ニ関スル覚書・韓国警察事務委託ニ関スル覚書／韓国併合ニ関スル条約／年表

朝鮮治安関係資料集成

全10巻、別冊1

●編・解説——水野直樹（京都大学名誉教授）

●体裁——A4判（4面付）・上製・総約3、300頁

●揃定価——308、000円（揃本体280、000円＋税10％）

●原本所蔵機関——滋賀県立大学図書館、山口県文書館、高麗大学図書館等

●別冊——解説（執筆…水野直樹）・資料一覧

B5判・並製・約100頁

2023年4月刊行予定（第Ⅲ期第2回配本に付属）。

※分売可。定価2、200円（本体2、000円＋税10％）

ISBN 978-4-8350-8564-7

總督政治を呪咀し排日的のもの

落 ち る 太 陽 （東一六四）

赤い太陽が此の地を去る、

白い顔に充血させて、

此の町を呪咀しつゝ。

永劫の恒星が落ちて行く、

虚偽、〇〇、××が横行し、

闘争の交響樂が絶へ間ない、

此の地境が氣に喰はないで、

鼻で笑つて落ちて行く。

もう来ないと云ふ様に、

青黒い大地を眠んで、

灰色の天に告別の火を燃やし、

今日の太陽は去つて行く、

彼の地平線の向ふへ。

配本予定					
第Ⅲ期		第Ⅱ期		第Ⅰ期	期数
第2回	第1回	第2回	第1回	第1回	配本
第9・10巻・別冊	第7・8巻	第5・6巻	第3・4巻	第1・2巻	巻数
日中戦争開戦後		一九三〇年代～日中戦争開戦前		一九二〇年代	収録中心時期
揃定価61、600円 （揃本体56、000円＋税10％）	揃定価61、600円 （揃本体56、000円＋税10％）	揃定価61、600円 （揃本体56、000円＋税10％）	揃定価61、600円 （揃本体56、000円＋税10％）	揃定価61、600円 （揃本体56、000円＋税10％）	定価
8560-9	8557-9	8554-8	8551-7	8229-5	ISBN (978-4-8350)
2023年4月刊行予定	2023年1月刊行予定	2022年10月刊行予定	2022年7月刊行予定	2018年8月刊行済み	刊行予定

不二出版

〒112-0005

東京都文京区水道2-10-10

TEL 03-5981-6704

FAX 03-5981-6705

振替 001600294084

表示価格はすべて税別